

# 相続登記

早めに相続登記をしませんか？

## はお済みですか!?



### 相続登記をしないと…こんな問題が!

土地を買いいたいという人がいても、すぐに手続きができない。



増築資金として融資を受けたいが、登記簿が先祖名義となっているため手続きできない。



金を費やし…  
時を費やし…

早いこと相続登記しちよつたら  
こげなことにはならずすんだ

兄弟間の遺産相続争いの火種となる。



災害復旧のための工事をしたいが、所有者と連絡がとれない。



## 登録免許税の免税措置

令和3年  
3月31日まで



次の場合には、登記申請に必要な登録免許税(税金)が免除となります。

- 相続により土地の所有権を取得したAさんが、相続登記をすることなく死亡し、**Aさんの相続人がAさんを相続人とする相続登記を申請する場合**
- **市街化区域外にある不動産価格10万円以下の土地**について、相続登記をする場合

### 不動産登記申請手続

手続の詳細については、法務局のホームページをご覧ください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html>



### 司法書士への依頼

相続登記の専門家(司法書士)に依頼することができます。

【大分県司法書士会】

☎097-532-7579



### 登記手続案内 予約制

登記申請手続について法務局に相談される場合は、事前に予約が必要です。

## 大分地方法務局



- 大分地方法務局 (097)532-3161
- 大分地方法務局杵築支局 (0978)62-2271
- 大分地方法務局竹田支局 (0974)62-2315
- 大分地方法務局宇佐支局 (0978)32-0508
- 大分地方法務局佐伯支局 (0972)24-0772
- 大分地方法務局中津支局 (0979)22-0584
- 大分地方法務局日田支局 (0973)22-2719

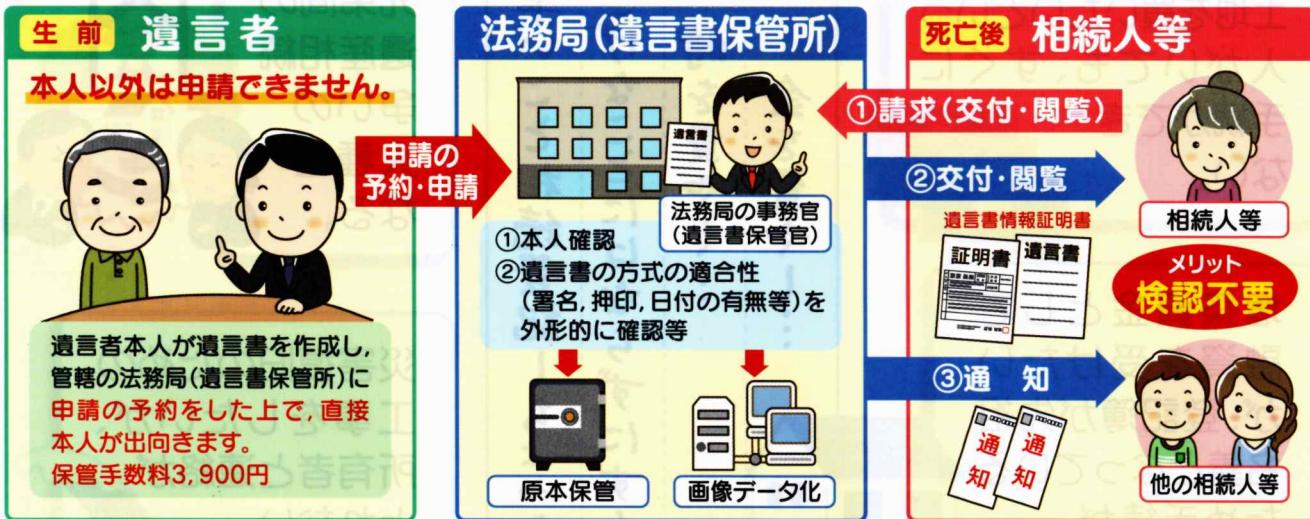
令和2年7月10日(金)から全国の法務局(本局・支局)で始まりました!

# 自筆証書遺言書保管制度



制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局(本局・支局)に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



※予約は保管申請, 閲覧, 証明書発行請求の予約であり, 相談の予約ではありません。

あなたの相続手続を応援します!

手数料は無料

# 法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります※。

また、手数料は無料で必要な枚数は何枚でも交付できます。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記をお忘れなく!

次の世代へのつとめです

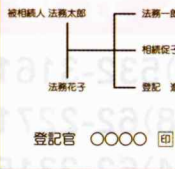
面倒な相続手続を

より速く!

より便利に!



法定相続情報



法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。